

第 7 次京都府食の安心・安全行動計画  
(令和 7 ～ 9 年度) の策定について



# 第7次京都府食の安心・安全行動計画（令和7～9年度）策定について（案）

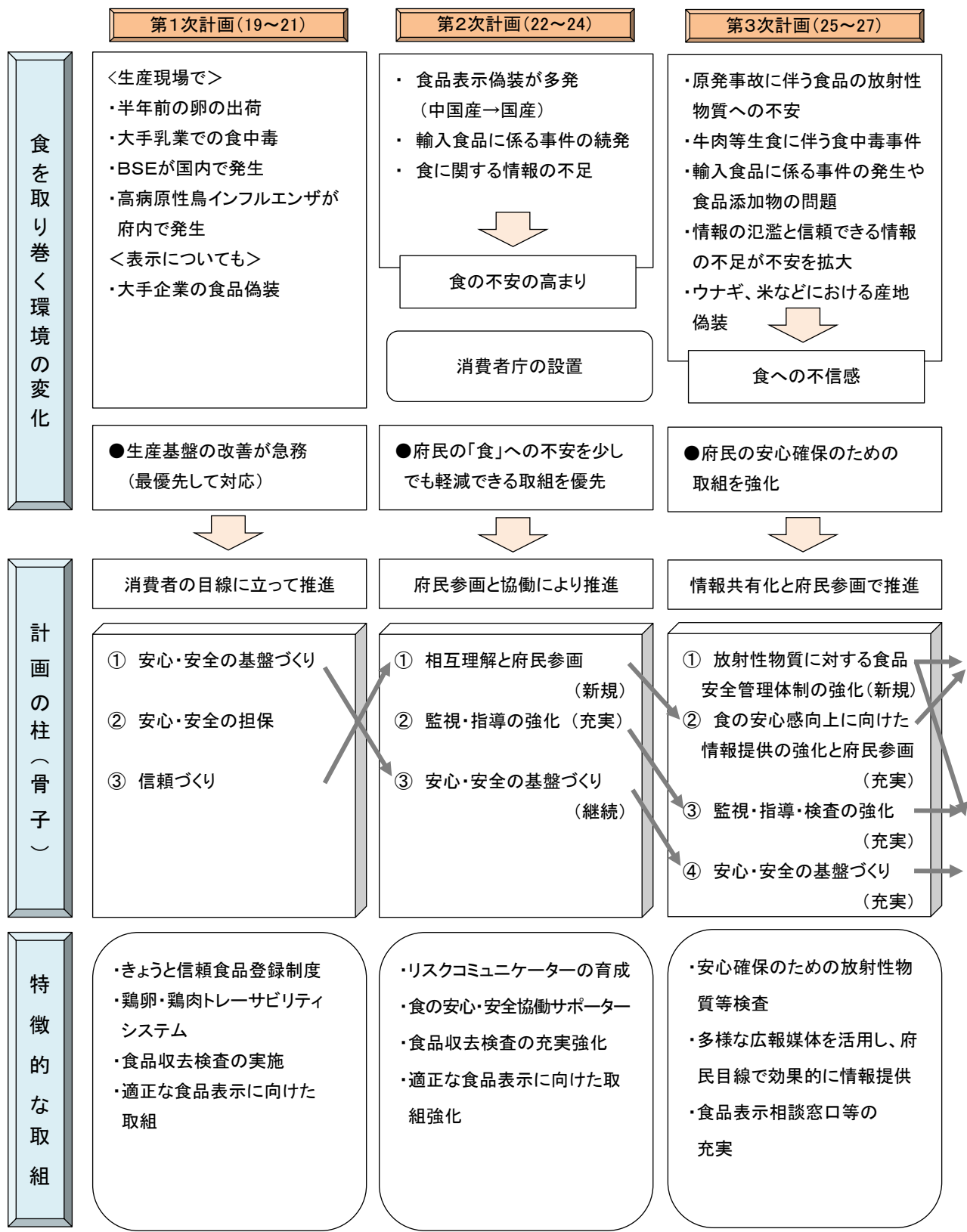
## 1 策定の根拠等

- ・京都府食の安心・安全推進条例第5条に基づき策定
- ・当該計画は、「京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に基づき、議会報告の上、府議会の議決が必要
- ・第6次の行動計画（令和4～6年度）は令和6年度までの計画のため、第7次計画を令和6年度中に策定

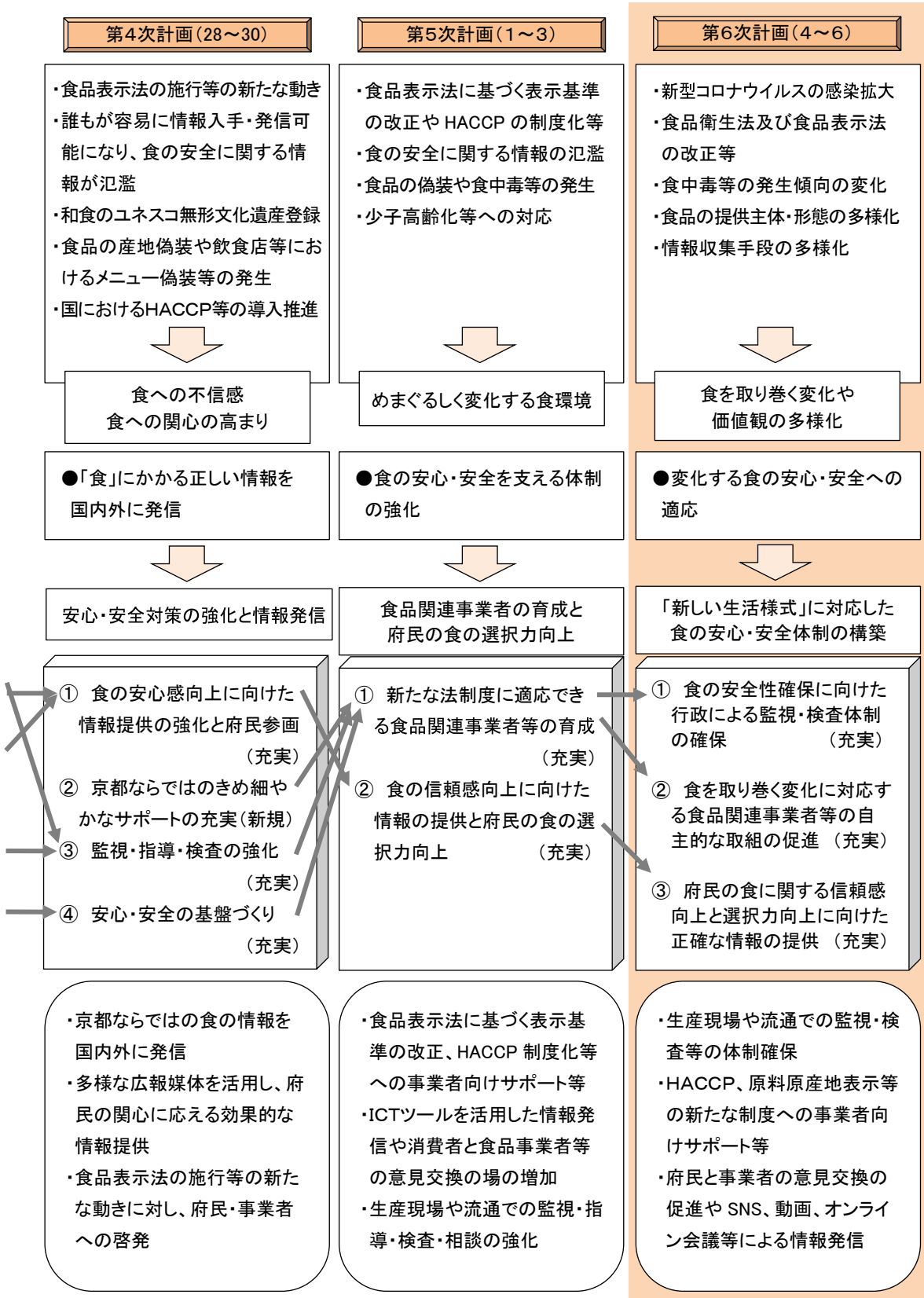
## 2 策定スケジュール

| 5年度    |                        | 6年度 |                     |                   |                     |    |                              |                      |          |                    |    |    |                       | 7年度 |
|--------|------------------------|-----|---------------------|-------------------|---------------------|----|------------------------------|----------------------|----------|--------------------|----|----|-----------------------|-----|
| 2月 3月  |                        | 4月  | 5月                  | 6月                | 7月                  | 8月 | 9月                           | 10月                  | 11月      | 12月                | 1月 | 2月 | 3月                    | 4月  |
| 議会     |                        |     |                     | 6月議会<br>概要案<br>報告 |                     |    | 9月議会<br>骨子案<br>報告            |                      |          | 12月議会<br>最終案<br>議決 |    |    |                       |     |
| 次計画の策定 | 審議会<br>3月5日<br>課題等の検討  |     | 審議会<br>6月<br>概要案の検討 |                   | 審議会<br>8月<br>骨子案の検討 |    |                              | 審議会<br>11月<br>最終案の検討 |          |                    |    |    |                       |     |
| 現計画の推進 | 次年度計画の報告               |     | 前年度実績の報告            |                   |                     |    |                              |                      |          | 行動計画策定・公表<br>12月   |    |    | 審議会<br>3月<br>次年度計画の報告 |     |
| 策定作業   | 消費者団体<br>意見交換会<br>2/22 |     |                     |                   |                     |    | パブリック<br>コメント<br>意見募集<br>10月 |                      | 結果<br>公表 |                    |    |    |                       |     |
|        |                        |     |                     |                   |                     |    | 消費者団体<br>意見交換会<br>10月        |                      |          |                    |    |    |                       |     |

# 京都府食の安心・安全行動計画の推移 第1～3次



# 京都府食の安心・安全行動計画の推移 第4～6次



## 第6次行動計画の構成（令和4～6年度）

### 第1章 食を取り巻く現状及び課題

#### 1 食を取り巻く情勢・動向

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大
- (2) 食品衛生法改正によるHACCPの制度化等の新たな法制度への対応
- (3) 安心・安全な食品の提供と安心して食事できる食環境の整備
- (4) 持続可能な社会への関心の高まり
- (5) SNS等の普及と正確な情報

#### 2 第5次行動計画（令和元年度～3年度）の成果と課題

- (1) 第5次行動計画の取組
  - ア 施策の柱と目指す姿の設定
  - イ 数値目標の達成状況
  - ウ 目指す姿の実現状況
- (2) 今後の課題

### 第2章 第6次行動計画の基本的な考え方

### 第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開

#### 1 食の安全性確保に向けた行政による監視・検査体制の確保

- (1) 生産現場等の監視、指導
- (2) 流通段階の監視、指導

#### 2 食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組の促進

- (1) 安心・安全な食品を提供する事業者等の育成
- (2) 持続可能な農業の推進

#### 3 府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向けた正確な情報の提供

- (1) 府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進
- (2) 府民の食に関する学習環境の充実

#### 4 食の安心・安全に関わる危機管理対応

### 第4章 第6次行動計画の管理・公表

## 第7次行動計画（令和7～9年度）策定に係る論点

### ■論点1 「食を取り巻く現状」として、以下の他に取り上げるべき事項はないか。

#### 1 新型コロナウイルス感染症の拡大と5類への移行等

- ・コロナ対策の緩和に伴う、食中毒発生の増加
- ・中食需要の拡大など、消費行動の変化
- ・健康志向や環境など、消費者の志向の多様化

#### 2 食に関する法制度への対応

- ・改正食品衛生法の完全施行（R3）HACCPに沿った衛生管理の制度化、営業許可制度の見直し、食品のリコール制度の創設等
- ・食品表示法等改正（原料原産地表示制度や食品添加物に関するガイドライン等）
- ・特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行（R4.12）

#### 3 食の安心・安全に関する事象

- ・高病原性鳥インフルエンザの大規模発生（R4）
- ・府内で西日本の日本海域初となる下痢性貝毒の発生（R5.5）
- ・加熱不十分な食肉を原因とした食中毒の発生（R4.9死亡事例）

#### 4 持続可能な社会に向けた取組の推進

- ・気候変動等による自然災害の発生増加
- ・京都府みどりの食料システム基本計画策定（R5.3）
- ・京都フードテック基本構想策定（R5.3）

#### 5 オンラインシステム等デジタル化の更なる進展

- ・オンラインシステムや動画の活用が増加するなど、インターネット等の普及・拡大
- ・インターネット通信販売の増加に伴う食品流通の変化
- ・SNS活用の増加など、食に関する情報収集方法の変化

## ■論点2 第6次行動計画の取組状況はどうか。

第6次行動計画では、6つの目指す姿を設定、30の取組のうち令和4年度には新型コロナウイルス感染症防止に対応しつつ25の取組、令和5年度に28の取組で100%以上達成。

### 柱1 食の安全性確保に向けた行政による監視・検査体制の確保

○令和4年度には、高病原性鳥インフルエンザが国内の養鶏農場等で84事例約1,771万羽と過去最大の発生となったが、京都府では予防対策を徹底し、発生を防止できた。

○令和4、5年度に複数県に及ぶ広域かつ大規模な食中毒が発生。

府内では、食中毒による死亡事例等が発生、発生時には、原因物質を特定し、営業停止処分の上、再発防止のための指導により、健康被害の拡大を防止できた。

### 柱2 食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組の促進

○令和4、5年度とも農薬講習会の開催、農薬管理指導士の養成や自主的な残留農薬分析の推進に取り組み、農薬の適正な使用や取扱いを推進することができた。

○令和4、5年度とも研修会のオンライン開催やシステムの電子化などICTを活用することで、食品関連事業者に対して支援し、事業者の自主的な取組を促すことができた。

### 柱3 府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向けた正確な情報の提供

○食の安心・安全に関するリスクコミュニケーション等の取組では、府全域に広く参加を促すことにより、令和4、5年度で約1,100人の参加を得た。

○食に関する学習動画「食の府民大学」講座（105講座）は、令和4、5年に約22,000回再生され、広く活用された。

このように、京都府総合計画をはじめ、府が推進する食に係る様々な計画と連携しながら、食の安心・安全を推進したところ、令和4年度の府民アンケートでは、府の食の安心・安全について、「安心」・「どちらかといえば安心」と回答した人が88.7%（H26 16%、H29 70%、R2 88%）となるなど、比較的安全性が高いと評価を受けている。



- 論点3 「食を取り巻く現状」や「第6次行動計画の取組状況」を受けて、府としてどのような視点や取組が必要か。

**取組の展開**

柱1 食の安全性確保に向けた行政による取組

柱2 食品関連事業者等の自主的な取組の促進

柱3 府民の学習環境の充実や相互理解の促進

**他の計画との連携等**